

附表一
官
歷

歷

官 歷

官	歴
	九月四日
大本宮附被仰付	
大本宮附被免	
第一軍附被仰付	
第一軍管民政庁長官ヲ命ス	
任升理公使	十月三十日
叙高等官二等	十一月八日
本俸全額ヲ賜フ	
叙正五位	十二月二十一日
第一軍附被免	十二月二十八日
任外務省政務局長	十二月二十八日
叙高等官二等	
補高等捕獲審檢所評定官	四月二十一日
叙勳五等賜瑞宝章	六月二十一日
免高等捕獲審檢所評定官	十月一日
御用有之朝鮮國へ被差遣	十月九日
任升理公使	十月十七日
叙高等官二等	
朝鮮國駐劄被仰付	
内閣	
内務省	
内閣	
賞勳局	
同	
同	
同	
賞勳局	
外務省	
内閣	

官	歴
	十月三十一日
明治二十七八年事件ノ功ニ依リ勳三等瑞宝章及金三千円ヲ授ケ賜フ	
叙勳三等授瑞宝章	
任特命全權公使	四月八日
叙高等官一等	
賜二級俸	
任外務次官	六月十一日
叙高等官一等	
叙從四位	六月二十日
臨時政務調査委員被仰付	十月二十八日
条約実施準備委員被仰付	十一月十二日
外務省所管事務政府委員被仰付	十二月十九日
白耳義國皇帝陛下ヨリ贈与シタル「グランオフヒンシェー・ド・ロルドル・ド・レオホール」勳章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス	三月十五日
京都へ出張ヲ命ス	六月三十日
同上	七月十二日
外務省所管事務政府委員被仰付	十二月二十日
瑞典諸國皇帝陛下ヨリ贈与シタル北極星第一等勳章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス	二月八日
賞勳局	
内閣	
内務省	
内閣	
賞勳局	
同	
同	
同	
賞勳局	
外務省	
同	

官	歴										
		五月十三日	七月四日	七月十三日	七月十八日	七月二十七日	八月二十日	九月十三日		九月十六日	九月二十七日
		外務省所管事務政府委員被仰付	和蘭国摂政皇太后陛下ヨリ贈与シタル「リッデル・クロイド・クロイス・イン・デ・アルデ・ヴァン・オランイエ・ナツサイ」勳章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス	臨時政務調査委員被仰付	法典調査会委員被仰付	条約実施準備委員被免	暹羅国皇帝陛下ヨリ贈与シタル王冠第一等勳章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス	布哇移民送還ニ関スル損害調査委員長ヲ命ス	任特命全權公使	叙高等官一等	賜一級俸
										米國華盛頓府駐劄被仰付	布哇移民送還ニ関スル損害調査委員長ヲ免ス
											葡萄牙国皇帝陛下ヨリ贈与シタル「グランクル・ス・タ・レアル・オ・イルデニミリタール・デ・ノイン・セニオール・ジエーズ・クリスト」勳章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス
三十二年	九月二十一日	法典調査会委員被免	法典調査会委員手当金二百五十円下賜								
		内閣	賞勳局	内閣	賞勳局	内閣	外務省	賞勳局	内閣	内閣	賞勳局

官	歴										
		三月三日	四月十八日	九月二十二日	十月二十一日	十月二十三日	二月二十三日	十二月九日		七月三十日	九月二十一日
		奥地利洪牙利国皇帝陛下ヨリ贈与シタル「グランクロワ・ド・ポルド・ド・フランソワ・ジョゼフ」勳章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス	露西亜国皇帝陛下ヨリ贈与シタル神聖「スタニスラス」第一等勳章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス	普魯士皇帝陛下ヨリ贈与シタル第二等第一雙龍宝星ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス	叙勲二等授旭日重光章	法朗西共和国政府ヨリ贈与シタル「グラン・ラフ・ヒシエール・ド・ポルド・ナシヨナル・ド・ラ・レジオンドノール」勳章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス	米國駐劄被免露國駐劄被仰付	瑞典諸威國駐劄公使兼勳被仰付	露國駐劄被免	瑞典諸威國駐劄兼勳被免	普魯士駐劄被仰付
										叙正四位	任外務大臣
											露西亜国皇帝陛下ヨリ贈与シタル神聖「アンナ」第一等勳章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス
											叙勲一等授旭日大授章
三十五年	二月二十七日	特旨ヲ以テ華族ニ被列									
		賞勳局	同	同	賞勳局	同	内閣	同	同	宮内省	賞勳局

官	歴	官	歴
三十五年	十二月二十八日	依勲功特授男爵	賞勲局
三十五年	五月十日	明治三十三年清国事変ニ於ケル功ニ依リ金四千二百円ヲ賜フ	同
三十六年	二月十八日	清国皇帝陛下ヨリ贈与シタル頭等第三雙龍宝星ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス	同
三十七年	七月三十一日	叙従三位	宮内省
三十七年	四月一日	暹羅国皇帝陛下ヨリ贈与シタル白象第一等勲章ヲ受領シ佩用スルヲ允許ス	賞勲局
三十八年	十一月二十一日	韓国皇帝陛下ヨリ贈与シタル大勲位李花大綬章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス	同
三十八年	七月三日	議和全權委員被仰付	同
三十九年	十月三十日	大不列顛国「ナイト・グラン・ド・クロツス・ラヴ・セント・マイケル・エンド・セント・ジョージ」勲章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス	同
三十九年	十一月二日	特派全權大使トシテ清国へ被差遣	同
三十九年	一月七日	依願免本官	内閣
三十九年	一月九日	任枢密顧問官	賞勲局
三十九年	三月三日	白耳義団「クラン・コルトン・ロルド・ド・レオポール」勲章受領佩用允許	
三十九年	四月一日	授旭日桐花大授章 三十七八年事件ノ功 三十七八年従軍記章授与	
三十九年	六月六日	任特命全權大使	

官	歴	官	歴
四十年	七月二十六日	英国駐劄被仰付	同
四十年	九月二十一日	李鴻章西国赤鷲第一等勲章受領佩用允許	賞勲局
四十年	十月二十三日	依勲功特陞授伯爵	同
四十年	十二月二十六日	大不列顛国「グイクトリア」第一等勲章ヲ受領佩用允許	賞勲局
四十一年	八月二十七日	清国皇帝陛下ヨリ贈与シタル頭等第二雙龍宝星ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス	同
四十一年	十一月十日	任外務大臣	同
四十一年	十一月十日	叙正三位	同
四十一年	四月二十一日	依勲功特陞授侯爵	同
四十四年	八月三十日	依願免本官	内閣
四十四年	八月三十一日	特ニ前官ノ礼遇ヲ賜フ	同
四十四年	十一月二十六日	特旨ヲ以テ位一級被進	宮内省
四十四年		叙従二位	宮内省